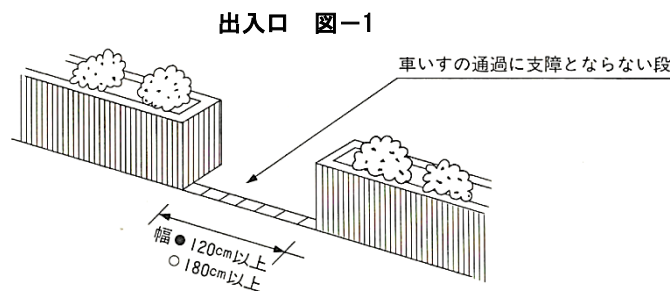


(1) 出入口

特定施設整備基準	目標となる基準
出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。	規則別表第2の3の(1)の(イ)に定める構造とし、かつ、幅は、180センチメートル以上とすること。
(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。	(同 左)
(イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	

基準解説

基準の趣旨	本整備基準では、障害者等が公園を利用するにあたり、バリアフリーである出入口を少なくとも1箇所以上は確保することを求めているものであるが、そのバリアフリーであることの基準を出入口の幅とその構造（段差）に着目して設けられたものである。	
出入口の幅	幅は、車いすと人がすれ違える最低幅を確保するという趣旨から120センチメートル以上とされている。 目標となる基準では、車いす同士が行き違いやすい寸法として180センチメートルとすしている。	図-1
出入口の段	「車いす使用しているものが通過する際に支障となる段」とは、車いす使用者が容易に通過できる仕様の段（例えば、高低差が2cm以下の段：出典「都市公園技術標準解説書」）以外の段を指す。	図-1
計画の留意点	このような構造をもつ出入口は、なるべく多くの出入口に採用すること、また、数が限られる場合でも障害者等がアクセスしやすい主要なアクセス道路につながる出入口に採用するよう配慮すること。	



- 特定施設整備基準
- 目標となる基準